

農村自治

—制度と主体—

牧野由郎

(一) 漁村の場合

村研が「生活破壊」を共通課題にしたが前後から、ここ三・四年ご無沙汰していたので、どういう経緯をへて、何を論点として「農村自治」がとりあげられたか、またなぜ昨年の「史的展開と現状」から「制度と主体」となったのか、研究通信をとおして間接的に、しかも断片的にしか知らないので、充分に主題に沿った報告ができるかどうか自信がない。ただ宿題委員の方から「漁村の事例を出してあとの討論の話題だけを提供すればよい」との言葉に甘えて報告させていただく。

さて、「制度と主体」といった場合、制度にはフォーマルな側面とがあり、また自治といった場合、どこまでが主体的自治であり、どこまでが官制的自治なのか、私にはよくわからないし、その両者を「と」で結ぶとますますわからなくなる。一応、ここでは、明治以降のフォーマルな漁業の制度とその変化、それに対応した漁村の自治、とくにその主体である漁業組合の性格とその変容を中心に話を進めたい。

最初におことわりしておきたいのは漁村と農村との構造的原理の相違である。それは云うまでもなく漁村の基底となる漁業と、農業とのあり方の相違にもとづいている。それについてまづ最初に簡単に述べておく。

(1) 漁村においては、その主要な生活手段である漁場が、本質的に農業における土地所有およびその利用形態において性格を異にしている。農地が基本的に個別的排他的に所有され利用されるのに対して、漁場はその自然的条件から、区画細分位して個別的に利用することに適していない。さらに、農地は平面的利用しかできないが、漁場はその重層的利用が可能である。

(2) そのような条件をもつ漁場において営まれる漁業の種類とその形態は、農林業におけるそれとは比較にならないほどの多様性を示している。たとえば、一命の極には原始的な抽出段階ともいふべき採貝採藻漁業を営む漁村が、他方の極には独占的大企業による大型船舶漁業を営む漁村（漁港都市）といった具合に、一方では農業よりもはるかに遅れた段階の漁村が、他方ではより進んだ段階の漁村が同時に併存している。

(3) 本来、漁業は自給的性格をもたないので漁村における漁業と非漁業との結びつき方の問題が、農村におけるそれ以上に重要な問題となってくる。ここに、漁民層の「不透明分解」の問題があり、漁村の存在形態を複雑にした要因が存在している。

(4) 徳川期の重農主義がそのまま明治期にうけつがれたために、明治期に入っても漁業が独立した一つの生業とは考えられなかった。このことは沿岸漁業に関する限り、漁業改革の今日にいたるまでの漁業政策のなかに一貫してみられる問題である。

三

以上のような諸条件に規定された漁業なごびに漁村に関する制度および制度変革はどうであったか。まず、明治八年、維新政府は六年の地租改正に対応して「海面官有宣言」をとって、旧藩以来の漁場支配の体制を一切否定し、新たに「借区制」を採用したが、結果的には大混乱を招来し、わずか一年でこれを廃止し漁場の用益に關しては「旧慣尊重」を布告した。要するに、他の社会経済的諸機構全般にわたるブルジョア化に対して、「漁業権に関する限りは他の先進国にその範を求めないままに」（竹内利美）漁業のみが旧慣にたよらざるを得なかつたのである。そして明治一九年に漁業組合準則を、同三四年にいたつてようやく漁業法を制定し、その後数次にわたる改正（明治四三年、昭和八年、同一三年、同一八年）を行なつたのち、戦後の漁業法の改正をみて今日にいたつたのである。いま、ここで結論のない方をすれば、そうした制度的変革の中で漁村は、その後の漁撈技術の発達、トータルな社会（総資本）の発展などによって、絶えず変化を繰返しながら徐々に解体の過程を歩んできたわけであるが、その間、沿岸（地先漁場内）漁業およびそれに依存する漁村において、村落秩序を支えてきたものは、藩政

期以来の「旧慣尊重」であり、その線で制度上の変革も自治の変容も考えられるのではなからうか。そして、その主体は、チゲ（地下）と呼ばれる行政末端機構、ムラの自治組織と未分化のまま癒着して、藩政期以来の伝統的な浦浜漁業者を母体として形成された、漁場の管理主体として、漁業協同組合であったのである。

明治三四年の漁業法にもとづく漁業組合規則に準拠して、同三六年前後には、各地に旧漁浦を単位として漁業組合の成立をみたわけだが、志摩漁村の例をみるまでもなく、一般に、漁業組合における組合員の資格は、たてまえとして漁業者に限定しながらも、実態はムラのなかで一戸の資格を有する者でなければならなかった。その慣行がいまなお続いている漁村は多く存在している。

このように漁業組合は、当時の行政村とはかかわりなく（明治二一年の町村制には充分留意する必要があるが）、旧来の漁業集落（旧村）を単位として形成された。そして旧漁浦時代に占有した漁場を、そのまま地先専用漁場としてうけつぎ、漁業権の所在だけを形式的に漁業組合に転移させたのである。漁業組合は、このように成立当初からムラの自治組織と癒着した矛盾する二面的性格を内蔵したのであり、実質的にはムラが漁業権を管理し、漁場の総の有用益を行って伝統的な村落秩序を維持してきたのである。

現存する漁村の構造的多様性は、前述した漁業の特殊性と個性的な漁場秩序を基礎としながら、このような漁業組合の特殊な性格に規定されている。すなわち、ムラと漁業組合の一体化段階から両者の分離過程、いいかえれば、漁業組合が本来の協同組合として機能

集団へと変化する過程のなかで、漁民層分解の問題を随伴しながら存在しているのである。

この場合、課題である「自治」を問題にするとき、公法人格をもった行政村と地域の漁民団体であるムラとは、概念的には別個の存在として理解し、両者のかかわり合いを問題にすることができるが、実在するムラは、歴史的に行政と無関係ではなく、両者は一体化し相互補完的性格をもったものとして存在したのである。たとえば、幕政期の漁村は共同体としての性格をもっていたが、それは体制側からすれば租税徴収の単位であったのであり、この事実は漁場の総有の利用の典型である「村網経営」の性格のなかに端的に表現されているといえよう。

四

つぎに、戦後の漁業法の改正と、それが漁村の自治に与えた影響について若干考察しておきたい。戦後の農地法に相当するといわれる漁業法を、旧漁業法と比較した場合、その相違点として次の三つの特徴を指摘することができる。

(1) 「漁場の土地観」にもとづいた漁業権を、生産手段中心の漁業権におきかえ、漁業権の「所有と経営の不可分原則」を確立したことである。沿岸漁業についていえば、漁業組合が管理してきた従来の専用漁業権は、共同漁業権としてその内容を著しく縮小して、漁業権はすべて「適格性」と「優先順位」にしたがって原則的に自営者に免許され、漁業権の賃貸、譲渡、抵当が禁止された。

(2) 漁業権漁業（いわゆる沿岸漁業）に関しては「漁業組合の自営」が大きく表面化され、その資金的裏付けとしては旧漁業権の強制的消滅の補償として漁業証券を発行し、組合自営の自己資金に充当させた。これは「沿岸漁村における制度変革の成果は組合の自営の業績とその実績によって評価される」（近藤康男）ほどに、それ以後の漁村の展開に大きな影響を及ぼした。

(3) 農業における農地委員会に相当するものとして海区漁業調整委員会を設定し、漁場の調整、管理の民主化を図ったが、ここでは省略する。

以上であるが、所有と経営の不可分原則にしろ、漁業組合の自営の強化にしろ、それが直ちに個々の漁家経営の零細性や、停滞的な沿岸漁村の諸問題^{問題}を解決したものではなかったことは、その後の漁村の展開をみれば明らかであろう。たとえば定置漁業権の事例をみても、特殊な真珠養殖区漁業権の事例をみても、実質的に大きな変化を漁村に与えるものではなかった（事例については省略）。しかしながら、それが漁民の大多数を占める小生産漁民に全然影響を及ぼさなかったわけではない。共同漁業権の縮小化は、一方において共同漁場の拡大再生産（たとえば養殖業の振興など）の示向はあったが、地元漁民をヨリ強く狭隘な地先漁場へ隔躰せしめたのであり、一方においては沖合、遠洋漁場への依存度を高めて地先漁場を形骸化し、漁民層の分解を深化させて、漁場秩序に支えられた村落体制の変容を促進させたのである。その反面、漁業組合の自営の強化が、協同化という名目のもとにイデオロギーとしての共同体を再生産し、

伝統的な漁村秩序を補強した事実も見逃すことはできない。

五

最後に、漁村における自治のあり様に漁撈技術の変化が果した役割にも留意しなければならない。漁撈技術の発達には、漁業種類の多様性に対応するから個々の事例に即して説明しなければならないので、ここで逐一述べるわけにはいかないが、すでにモノグラフとして報告した。たとえば採貝採藻のムラ、遠洋漁業のムラ、真珠養殖のムラ、遠洋漁業のムラの事例で明らかであり、いずれにしろ、漁撈技術の発達は、総資本とのかかわりにおいて漁民層の分解を促進する最も大きな要因であるだけに、それは漁村の社会構造の変化を起動させる力であり、漁民の自治およびムラの自治組織に大きな影響を及ぼすことは当然である（資料省略）。なお、時間の関係もあって漁村の階層（級）構造とその性格については触れなかったが、漁村においてはとくに漁業組合の役職者の属性を分析することは、自治の性格を明らかにするために重要であることを付言する。

以上、私は漁村を対象に主題における「制度と主体」を、主としてムラと漁業組合の政経^{政経}末分化の状態から、両者が分離する過程のなかで考察してきたが、本来、地先漁場の管理は、総資本の影響をうけながらも、漁民の自治の問題であることは明らかであり、両者が分化していく過程の中では生産面における自治の態様も、生活面におけるそれを説明し、両者の関係を問うことも忘れてはなるまい。